

第8期 2019年度

事業計画

(2019年4月1日～2020年3月31日)

社会福祉法人地域で一緒に暮らそう会

2019年 事業計画の概要

理念

「利用者の尊厳・・・人が人として平等に生きる権利」

人と人とのふれあい（関係性）の豊かさ（深さと広がり）をつくり、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう伴走型の支援を大切にしていきます。

各事業の使命

- 1) 利用者が本来有している能力を生かし、地域の中で、その人らしい生き方、暮らしが出来るよう、その期待に応じて支援します。
- 2) 職員の福祉に対する思いを認め、福祉現場で「生きて働く能力」の育成のため、「事実」や「具体」に即して研修を行い、実践力を身に付け、福祉後継者を育成します。
- 3) 利用者の保護者と施設との意思の疎通を図り、協力して、事業の進展を図ります。
- 4) 地域に対し「目に見えない障がいへの理解促進」を図り、法人への存在価値につながるよう福祉力（福祉マインド）を醸成します。
- 5) 事業活動を通して地域経済に寄与し、経済を活性化させます。

職員の心得

- 1) 利用者の人権を尊重し、利用者の現実社会での生活を、より良くするための支援に、全力で努力します。
- 2) 生き生き仕事に臨み、職場環境の改善に努め、職員一人ひとりが自分の役割を常に自覚し、自由な発想と柔軟な思考で実践し、常に前向きに創意工夫をこらした実践力を高めます。
- 3) 利用者や地域の中で「課題」を発見し、また、組織体制の中に改善の余地があると判断した場合は、意欲的に改善を進めるとともに、介護力向上に努めます。
- 4) 地域に頼りにされ、求められる法人・事業者の構成員としての自覚と誇りを持ち、職務に専念します。
- 5) 職員ひとり一人が、単なる「人材」から、法人の「人財」となるよう努力をします。
- 6) 日頃より「エコ」意識を持ち、常にコスト意識を高め、法人の財政基盤安定に貢献します。
- 7) 明るく楽しい職場環境づくりをめざして、常に笑顔と挨拶を励行します。

事業運営

(1) 第2種社会福祉事業

- ①障がい福祉サービス事業の経営 ②相談支援事業の経営
- ③移動支援事業の経営 ④障がい児通所支援事業の経営

(2) 公益を目的とする事業

- ①地域生活支援事業 ②共生型事業（こども食堂・小児等在宅医療連携拠点事業）
- ③レスパイト事業

取り巻く環境と当法人の取組

平成30年度は、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資するよう「障がい福祉サービス等の情報公開制度」が始まり、全国の社会福祉法人の経営状況等を示す現況報告書等の開示（平成29年度～）と共に、障がい福祉サービスを提供している全ての事業所が対象となり、事業所の所在地、従業員数、営業時間、事業内容の基本状況と運営情報として、障がい福祉サービス等に関する具体的な取組の現況として、関係機関との連携、苦情対応の状況、安全管理等の取組状況、各種研修（資質向上、意思決定支援、虐待防止等）の計画的な取組状況、防犯システムの状況等様々な情報を、独立行政法人福祉医療機構が運営する「ワムネット」で公開しています。

それゆえ、当法人のサービス内容が他の事業所に見劣りすることなく、かつ、多くの人に支援される内容になるよう、切磋琢磨していかなければなりません。

さらに、平成30年度4月の診療報酬・介護報酬の同時改定は、団塊世代が75歳を超える「2025年問題」に向けて「地域包括ケアシステム」の更なる推進が掲げられ、「限られた財源・人材・資源を用いて、いかに多くの要介護者等を支援するための仕組みを作るか」というものであり、障がい・介護事業所における、障がい者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上など課題に対応したとされています。

また、障がい福祉サービスの拡大だけではなく、障がい者の権利擁護（青年後見制度）、障がい者に対する差別禁止（平成28年4月施行）と障がいのあるなしにかかわらず社会とともに暮らすための法規定も整備されつつ「障がい福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン（平成29年3月）」が、国から示されています。

「ともに暮らす（共生社会）」ためには何よりも利用者の自立支援が大切です。機能レベルでの障がいの種類、程度差が様々であり、それぞれの生育環境、家庭環境も異なるため、日常生活、社会生活を送るうえで、障がいは多種多様な現れ方をし、介助者、支援者である職員を戸惑わせることもあります。利用者の生活の質を高めることは利用者家族の支援にもつながります。利用者の生活を丸ごと支援できるよう、各種研修を通じて援助者としての技術を磨き、研鑽に努めてまいります。

また、法人設立から現在に至るまで収入のほとんどが公費（税金）により賄われている

事業を行っている社会福祉法人として、常に襟を正して事業を進めるとともに、地域の福祉拠点として地域に貢献できるようふさわしい役割を担っていきます。

事業計画

2019年度法人目標

「連携」と「人材育成」

「連携」

現在、事業所ごと月1回「全体スタッフ会議」「常勤会議（主任会議）」を中心に現状把握や情報共有を行い、法人運営に生かしてきました。それぞれの会議の目的を明確化することで、法人全体の問題が細分化され、各事業所の状況がわかり易くなりましたが、しかし法人全体での共有化までには、至りませんでした。2019年度は、事業運営や経営の核となる組織がさらに強靱なものになるよう組織を再編成します。（別紙参照）

また、各事業のサービス管理者と部課長職及び理事者による、定期的開催の「部門連絡調整会議」を新たに設け、障がい福祉サービスにおけるコンプライアンス、報酬改定等社会情勢の変化に伴う法人内の体制整備、情報共有及び支援の方向等がより効果的に進められるよう、連携を図っていきます。

「人材育成」

人材の定着は、残念ながら未だ安定せず、さらに人材確保は年々困難になってきています。福祉業界だけではなく、全産業で人材を取り合う時代となっており、様々な対策を講じる必要があります。当法人の最大のニーズは「居住系・宿泊系サービス」ですが、職員の確保・配置が効率的に行えていない現状があります。したがって、定着化＝キャリアアップの考え方など、国で叫ばれている「働き方改革」についても、当法人でもしっかりと考え、職員が働きやすく、自分の能力を発揮できる仕組み作りが必要になります。

そこで、法人内外の研修を計画的に事業内容に応じた必要な研修を取り入れ、有用な人材の育成を行います。研修を受けることで、障がい当事者の支援者としての知識や意識を身に付けていき、段階的に事業の担い手となる人材育成を進めていきます。

- ①全体研修 「障がい福祉サービスを進めるための、事業の理解、法律の解釈」
- ②全体研修 「障がい者等の権利擁護・虐待防止法等」
- ③全体研修 「安全運転及び感染症予防」
- ④現場職員への研修 「個別支援計画について・相談支援専門員基礎研修」
- ⑤サービス管理責任者 「サービス管理責任者スキルアップ研修」

- ⑥外部研修 「法人外の研修の受講希望者に対する受講支援」
- ⑦採用時研修 新規採用時に「法人理念・法人倫理規程等」

法人全体管理面

法人組織の中の一職員としての意識改革を行い、さらに職員一人ひとりのレベルアップを考慮し、適切な支援を行うため次の課題に取り組みます。

- ①ハウレンソウ（報告・連絡・相談）の徹底。
- ②ビジョンが持てる人材である為に自己開発、研鑽に励む。（計画性を持った業務の遂行）
- ③サービスの質の向上を目的とした、第三者評価基準を意識した業務の遂行に努める。
- ④職員個々のレベルアップを図るため、適正なる人事考課の導入と自己評価及びストレスチェック等を試す。
- ⑤放課後等デイサービスの待機児童解消のため職員（保育士）の募集とスタッフ育成も含め計画性を持って取り組む。

主な計画（法人本部）

- ①評議員会・理事会の開催と運営
 - 理事長による職務の遂行状況を理事会に報告（年2回以上）
 - 事業活動の状況、事業執行の課題、行政等への届出、予算の執行率など。
- ②中・長期計画の検討
- ③グループホーム（ぼこあぼこ）のスプリンクラー設置の為の補助金申請及び入浴リフト設置の検討
- ④求人对策の継続と定着率向上
 - ・通年募集
 - ・処遇改善手当配分方法の見直し
 - ・実習性の受入体制の充実
 - 介護実習Ⅲの実習生の受入ができる様に指導者の育成を行う。（実習指導者講習会の受講の支援）
 - ・給与制度の適正運用
 - 人事考課の内容の再検討
 - ・人事交流研修の検討
 - ・大谷短大主催の介護人材確保プロジェクト委員会の積極的参加
- ⑤財務管理
 - ・会計処理の適正化

- 顧問税理士による指導・相談・外部監査
- ・ 会計基準による会計処理
 - 会計基準に基づく予算執行と決算処理
- ・ 契約の透明性の確保
 - 定款及び経理規程の遵守
 - 経費等の契約更新に向けた内容検討
- ⑥事業経営の透明性の推進
 - ・ 事業経営状況等のホームページ等による公表
- ⑦非常時対策
 - ・ 食料備蓄品の充実
 - ・ 各事業所（えがお以外）の発電機の設置検討・実施
 - ・ 災害訓練の内容充実

2019年度 各事業事業計画

第2種社会福祉事業

放課後等デイサービス「きらきはうす」

定員	開設日	責任者
10名	月～土曜日（日・祝日・12/30～1/3 休日）	西山 陽子
開所年月日	開設時間	スタッフ数
H25.04.02	9:00～17:00	7名

基本方針	子ども達の「楽しそう」「やってみたい」「できた」の気持ちを大切に日常生活における基本動作及び知識技能を習得し、並びに集団活動に適應することができるよう支援する。また、生活能力向上の為に必要な経験ができるような環境を提供し、社会との交流を図ることができるよう、当該児の心身及び精神の状況並びにそのおかれている環境に応じて適切かつ効果的な指導・訓練を行う。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ①生活能力向上の為に訓練。 ②社会参加の機会の提供。 ③家族の安定と仲間づくりの支援。 ⑤関係機関との連携や、情報提供、相談活動。 ⑥健康管理。（虐待等の早期発見） ⑦コミュニケーション技能の習得。
療育方針	<p>（はぐ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①集団における役割を担う。 ②余暇時間の過ごし方を身に着ける。 ③様々な社会資源を活用し体験する機会を提供することで、活動の範囲を広げる。 ④自分の気持ちの伝達の仕方や欲求の発散方法を見つける。 <p>（きらきら）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自分でできたと感じられる排泄支援。 ②基本的運動機能・体力を養う。（間隔・運動・模倣・制作遊びなど） ③小集団生活適應訓練（他者を意識した遊びや順番を待つなど） ④自己表現の方法を見つける。
指導方法	①学校又は病院等関係機関との情報交換及び連携を図る。

	<p>②個々の特性に応じた遊びや活動を個別に計画し実施する。(必要に応じ個別療育の実施)</p> <p>③音楽療法士によるリトミックなどを通じ、五感を意識して使う感覚を身に着ける。</p> <p>④クッキングや散策など様々な体験をすることで「楽しい」経験を広げられるようにする。</p> <p>⑤集団における過ごし方を身に着けられるように、お手伝い・係活動などを行うことで集団における役割を担う機会を作る。</p> <p>⑥得意な分野の内容を広げる遊びや活動を見つけ提供する事で、自信を持って楽しく過ごせるように支援する。</p> <p>⑦家族との個別懇談を行い、悩みや状況把握をする。</p>
安全対策	<p>事故や災害に対する認識を深め、救急救命講習や避難訓練を計画的に実施し、事故・災害による被害を最小限にとどめるように努めるとともに、施設整備の保全に万全を期す。</p>
保健衛生	<p>登園時の健康観察等による健康チェックを実施し、疾病の早期発見に努める。また、うがい・手洗い・衣服調整等の意識づけを行い、規則正しい生活習慣の確立を図る。</p>
職員研修	<p>職員の資質・援助技術や専門技術、支援に対する意識向上を図るため、ケース会議・勉強会などの施設内研修や各種研修会の参加を奨励する。また、種々の資格取得について奨励し支援する。</p>
権利擁護の推進及び個人情報 の適正な取扱い	<p>自己の職業倫理の原則として、人間尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を認識し、法人の「倫理規程」に基づく倫理綱領及び行動指針並びに個人情報管理規程の遵守はもとより、事業所内虐待の未然防止を目指して設けた、虐待マニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、児童一人一人の人権を重く受け止め、全職員が児童への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い、支援を展開する。また、児童の人権擁護を積極的に推進し、相談・苦情の適切な解決を図る。</p> <p>児童及び家族の個人情報保護については、「個人情報管理規程」により、個人情報にかかる安全措置の概要、職員教育計画、児童及び保護者等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定めており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。</p>
法令遵守	<p>放課後等デイサービスガイドラインに則って事業を実施する。</p>

居宅介護事業所「きらきはうす」

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・移動支援事業

定員	開設日	責任者
	月～日曜日（12/30～1/3 休日）	植松 智恵子
開所年月日	開設時間	スタッフ数
H24. 4. 1	基本： 24時間対応	19名

基本方針	<p>利用者が居宅において日常生活を営む事が出来るよう、身体その他の状況及びそのおかれている環境に応じて、入浴、排泄及び、食事等の介護を行う。また、調理、洗濯及び掃除等の家事支援、生活等における相談及び助言並びに外出時の介護を適切に行う。</p>
事業内容	<p>居宅介護</p> <p>個別支援計画を作成し、障がい者等の居宅において入浴・身体清拭・洗髪・排泄・食指・衣服の着脱、その他必要な身体介護や通院時の介助等を利用者に負担やストレスを与えずに支援する。</p> <p>重度訪問介護</p> <p>重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を必要とする障がい者（児）が食事や排泄などの身体介護、調理や洗濯などの家事支援、外出時における移動介護等を総合的に行う。</p> <p>行動援護</p> <p>知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要するものにつき、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護その他の当該障がい者等が行動する際の必要な援助を行う。</p> <p>移動支援</p> <p>社会生活上必要不可欠な外出や社会参加促進を目的とした外出等を、本人の特性やニーズに合わせ、安全面に考慮し支援する。</p>
事業計画	<p>①利用者のニーズをもとに個別支援計画を立て日々のミーティングや毎月の支援会議等で、支援内容について意見交換・検討をする。そしてその計画にそって支援を行う。</p>

	<p>②利用者に関しての情報共有を周知徹底する（状態の変化、環境や家庭の変化等）と共に、利用者の身体の状態及び、メンタルな部分を十分に把握し、配慮することに努め安全第一とする。</p> <p>③利用者や家族等のニーズ（必要性や要望）に幅広く応じることができるように実践力を高めていく。</p> <p>④利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を心がける。</p> <p>⑤新たな職員に対し、利用者についての基本情報や介助方法の伝達と学習を定期的に行い職員育成を図る。</p>
安全対策	<p>事故や災害に対する認識を深め、救急救命講習や避難訓練を計画的に実施し、事故・災害による被害を最小限にとどめるように努める。また、外出先での災害等に対するマニュアル等の作成の検討を行う。</p>
保健衛生	<p>①外出先等での手洗いの徹底及び感染症に対する予防を行う</p> <p>②訪問時の利用者の体調等を家族や利用者本人等から確認し、疾病の早期発見を行う。</p>
職員研修	<p>居宅において重度の障がい者等の支援を行う機会が多いことから職員の資質・援助技術や専門技術、支援に対する意識向上を図るため、ケース会議・勉強会などの施設内研修や各種研修会の参加を奨励する。また、種々の資格取得について奨励し支援する。</p>
権利擁護の推進及び個人情報 の適正な取扱い	<p>自己の職業倫理の原則として、人間尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を認識し、法人の「倫理規程」に基づく倫理綱領及び行動指針並びに個人情報管理規程の遵守はもとより、事業所内虐待の未然防止を目指して設けた、虐待マニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、利用者一人一人の人権を重く受け止め、全職員が利用者への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い、支援を展開する。また、利用者の人権擁護を積極的に推進し、相談・苦情の適切な解決を図る。</p> <p>利用者及び家族の個人情報保護については、「個人情報管理規程」により、個人情報にかかる安全措置の概要、職員教育計画、利用者及び保護者等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定めており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。</p>

音更町第2子供発達支援センター 「ていくたく」

定員	開設日	責任者
児童発達 18名 放デイ 14名	原則 月～金曜日(土・日・祝日・12/30 ～1/3 休日)	寺井 美紀
開所年月	開設時間	スタッフ数
H26.02	児童発達) 9:00～14:00 放デイ) 14:00～18:00	10名

基本方針	子ども達の「楽しそう」「やってみたい」「できた」の気持ちを大切に日常生活における基本動作及び知識技能を習得し、並びに集団活動に適応することができるよう支援する。また、生活能力向上の為に必要な経験ができるような環境を提供し、社会との交流を図ることができるよう、当該児の心身及び精神の状況並びにそのおかれている環境に応じて適切かつ効果的な指導・訓練を行う。
事業内容	<p>児童発達支援事業</p> <p>①日常生活における基本的動作の指導</p> <p>②日常生活における知識技能習得の指導</p> <p>③給食を基本にした食育の取組み</p> <p>放課後等デイサービス事業</p> <p>①生活能力向上の為に訓練。</p> <p>②社会参加の機会の提供。</p> <p>共通</p> <p>①家族の安定と仲間づくりの支援。</p> <p>②関係機関との連携や、情報提供、相談活動。</p> <p>③健康管理。(虐待等の早期発見)</p> <p>④コミュニケーション技能の習得。</p>
療育方針	<p>児童発達支援事業</p> <p>①楽しくおいしく食べられる力をつける。</p> <p>②すっきりした、自分でできたと感じられる排泄支援。</p> <p>③心地よい、自分でできた達成感を味わえる着脱支援。</p> <p>④基本的運動機能・体力を養う。(間隔・運動・模倣・制作遊びなど)</p> <p>⑤小集団生活適応訓練(他者を意識した遊びや順番を待つなど)</p> <p>⑥「やってみたい」「できた」が得られる、安心感を持てる環境を作る。</p>

	<p>放課後等デイサービス事業</p> <p>①集団における役割を担う。</p> <p>②余暇時間の過ごし方を身に着ける。</p> <p>③様々な社会資源を活用し体験する機会を提供することで、活動の範囲を広げる。</p> <p>④自分の気持ちの伝達の仕方や欲求の発散方法を見つける。</p> <p>家族に対して</p> <p>①懇談会や保育所訪問、個別相談を通じて、障がいの特性を理解し受容を促進する。</p> <p>②親子行事（療育）などを通じて、家族同士の交流・情報交換の場を提供する。</p>
指導方法	<p>児童発達支援事業</p> <p>①個別療育：希望者及び必要に応じて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家による、発達検査・個別評価を行う。 ・ 子供が通う幼稚園や保育所、又は病院などとの情報交換及び連携を図る。 ・ 個々の特性に応じた遊びや活動を個別に計画し実施する。 <p>②集団療育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 母親を中心とした対人関係からの広がりを培う。 ・ 様々な遊びを通して基本的運動機能の確立及び体力の向上を目指すとともに、友達との交流を通して適切な対人関係を築けるよう支援する。また、日常生活における基本的動作の獲得及び知識技能の習得ができるよう、あらゆる機会を通じて「自分でする」よう促し、励まし、待ち、褒めて支援する。 ・ 社会体験学習では、クッキングや散策など様々な体験をすることで「楽しい」経験を広げられるようにする。 <p>放課後等デイサービス事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集団における過ごし方を身に着けられるように、お手伝い・係活動などを行うことで集団における役割を担う機会を作る。 ・ 社会体験学習では、様々な資源を適切に活用できる機会を作るとともに、余暇の充実や将来に向けての期待になるよう支援する。 ・ 得意な分野の内容を広げる遊びや活動を見つけ提供する事で、自信を持って楽しく過ごせるように支援する。

	<p>家族支援：主に母親</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別懇談による悩み、状況などの把握をする。 ・障がいについての勉強会や資料の提供。 <p>地域療育支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言語療法士等専門家との連携により、子供の状況を多角的にとらえることで、スタッフや保護者に助言し、支援の手掛かりにする。
安全対策	事故や災害に対する認識を深め、救急救命講習や避難訓練を計画的に実施し、事故・災害による被害を最小限にとどめるように努めるとともに、施設整備の保全に万全を期す。
保健衛生	登園時の健康観察等による健康チェックを実施し、疾病の早期発見に努める。また、うがい・手洗い・衣服調整等の意識づけを行い、規則正しい生活習慣の確立を図る。
職員研修	職員の資質・援助技術や専門技術、支援に対する意識向上を図るため、ケース会議・勉強会などの施設内研修や各種研修会の参加を奨励する。また、種々の資格取得について奨励し支援する。
権利擁護の推進及び個人情報 の適正な取扱い	<p>自己の職業倫理の原則として、人間尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を認識し、法人の「倫理規程」に基づく倫理綱領及び行動指針並びに個人情報管理規程の遵守はもとより、事業所内虐待の未然防止を目指して設けた、虐待マニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、児童一人一人の人権を重く受け止め、全職員が児童への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い、支援を展開する。また、児童の人権擁護を積極的に推進し、相談・苦情の適切な解決を図る。</p> <p>児童及び家族の個人情報保護については、「個人情報管理規程」により、個人情報にかかる安全措置の概要、職員教育計画、児童及び保護者等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定めており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。</p>
法令遵守	児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインに則って事業を実施する。

地域サポートセンター 「えがお」

定員	開設日	責任者
生活介護 25名 就労継続支援B型 10名 児童発達・放デイ 5名 相談支援事業	原則 月～金曜日（土・日・12/30～1/3 休日）	小山 真未
開所年月	開設時間	スタッフ数
H29.04.17	生活介護・就労）8：00～16：00 児童発達・放デイ）9：00～17：00 相談支援事業）10：00～17：00	24名 4名 1名

①生活介護

基本方針	利用者が自立した日常生活を営む事が出来るよう入浴、排泄及び、食事の介護、創作活動などの機会を提供しその他の便宜を適切かつ効果的に行う。また、地域社会において、他の人々と共生することを妨げられない事など総合的かつ計画的な支援を行う。
事業目標	①「笑顔出る、楽しい時間、やさしい時間」の提供。 ②排泄、食事の支援や創作活動によるADLの維持向上と情緒安定を図る。 ③行事等の実施による気分転換、生活意欲の高揚等を促し、地域において安定した生活が営めるよう支援すると共に、個々のエンパワーメントを尊重し寄り添う。
事業計画	①利用者のニーズをもとに個別支援計画を立て日々のミーティングや毎月の支援会議等で、支援内容について意見交換・検討をする。そしてその計画にそって支援を統一し、短期目標は、6か月で達成することを目指す。 ②利用者に関しての情報共有に周知徹底する（状態の変化、環境や家庭の変化等）と共に、利用者の身体の状態及び、メンタルな部分を十分に把握し、配慮することに努め安全第一とする。 ③行事及び外出を継続し、今まで以上に地域社会との接点を増やしていく。 ④医療的ケア対象利用者に対し看護師による適切なる支援を行う。 ④新たな職員に対し、利用者についての基本情報や介助方法の

	<p>伝達と学習を定期的に行い職員育成を図る。</p> <p>⑤余暇活動等で作った作品等の販売を通じて、障がいの重度、軽度にかかわらず「働くこと」を感じてもらえるような機会を提供する</p> <p>⑥管理栄養士に献立に基づき給食を提供し、みんなで楽しく食べることを中心に、栄養バランスに配慮しながら声掛け等を行い、好き嫌いを少なくできる様に支援する。</p>
安全対策	<p>事故や災害に対する認識を深め、救急救命講習や避難訓練を計画的に実施し、事故・災害による被害を最小限にとどめるように努めるとともに、施設整備の保全に万全を期す。</p>
保健衛生	<p>①看護師配置により通所時の健康観察等による健康チェックを今まで以上に実施し、疾病（成人病等も含む）の早期発見に努める。また、うがい・手洗い・衣服調整等の意識づけを行い、規則正しい生活習慣の確立を図る。</p> <p>②食品衛生法に基づき、安全な給食の提供を行う。</p>
職員研修	<p>職員の資質・援助技術や専門技術、支援に対する意識向上を図るため、ケース会議・勉強会などの施設内研修や各種研修会の参加を奨励する。また、種々の資格取得について奨励し支援する。</p>
権利擁護の推進及び個人情報適正な取扱い	<p>自己の職業倫理の原則として、人間尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を認識し、法人の「倫理規程」に基づく倫理綱領及び行動指針並びに個人情報管理規程の遵守はもとより、事業所内虐待の未然防止を目指して設けた、虐待マニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、利用者一人一人の人権を重く受け止め、全職員が児童への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い、支援を展開する。また、児童の人権擁護を積極的に推進し、相談・苦情の適切な解決を図る。</p> <p>利用者及び家族の個人情報保護については、「個人情報管理規程」により、個人情報にかかる安全措置の概要、職員教育計画、利用者及び保護者等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定めており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。</p>
行事	<p>6月 花見・8月 夏祭り・10月 ボーリング 12月 クリスマス会・1月 成人を祝う会 他</p>

② 就労継続支援B型

基本方針	利用者が「働く事」を意識できるような環境を整え本人がより充実した生活を送れるように支援していく。また、経済活動を通して、社会生活上必要とされるマナーや社会ルールを身に付けていく。
事業目標	<p>①利用者確保のため相談支援事業所を中心に、関係機関に法人の製品を周知・啓発する。</p> <p>②商品について工程表を作成し利用者にあった作業を組み立てる。</p> <p>③計画製造ができる様に、製造と在庫のバランスを調整しながら商品の販売先等の開拓を行う</p>
事業計画	<p>①利用者のニーズをもとに個別支援計画を立て日々のミーティング等で、支援内容について意見交換・検討をする。そしてその計画にそって支援を統一し、短期目標は、6か月で達成することを目指す。</p> <p>②利用者に関しての情報共有に周知徹底する（状態の変化、環境や家庭の変化等）と共に、利用者の身体の状態及び、メンタルな部分を十分に把握し、配慮することに努め安全第一とする。</p>
安全対策	事故や災害に対する認識を深め、救急救命講習や避難訓練を計画的に実施し、事故・災害による被害を最小限にとどめるように努めるとともに、施設整備の保全に万全を期す。
保健衛生	<p>①食品衛生法に基づき、商品の生産を行う。</p> <p>②利用者の健康管理（歯科検診・インフルエンザの予防接種等）の指導を行う</p>
職員研修	職員の資質・援助技術や専門技術、支援に対する意識向上を図るため、ケース会議・勉強会などの施設内研修や各種研修会の参加を奨励する。また、種々の資格取得について奨励し支援する。
権利擁護の推進及び個人情報適正な取扱い	自己の職業倫理の原則として、人間尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を認識し、法人の「倫理規程」に基づく倫理綱領及び行動指針並びに個人情報管理規程の遵守はもとより、事業所内虐待の未然防止を目指して設けた、虐待マニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、利用者一人一人の人権を重く受け止め、全職員が児童への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い、支援を展開する。また、児童の人権擁護を積極的に推進し、

	<p>相談・苦情の適切な解決を図る。</p> <p>利用者及び家族の個人情報保護については、「個人情報管理規程」により、個人情報にかかる安全措置の概要、職員教育計画、利用者及び保護者等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定めており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。</p>
--	--

③児童発達・放課後等デイサービス（重症心身障害児）

基本方針	<p>個別活動・レクレーション活動や、入浴サービス等のサービスを提供する事で、家庭における保護者の介護負担の軽減を図り、かつ、児童の健全な育成を支援する。</p>
支援方針	<p>①健康と安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護師によるバイタル測定他医療的ケアの実施。 ・利用児ごとに介護・入浴・食事支援等の内容マニュアルの見直し。 ・関係機関との情報の共有・連携。 <p>②日常生活：清潔の保持、食事の提供、個人の特性に応じた排泄の支援、個人の特性に応じた入浴支援。</p> <p>③日中活動：創作活動、リハビリ活動、散歩（ミニ外出）、季節ごとのイベント等</p> <p>④ピアサポーターや社会福祉士等を中心とした、相談支援の充実（介護ママ・家族のコミュニティづくり）</p> <p>⑤利用者と家族の生活を支えるために、適切なニーズの把握を行う。</p>
療育方針	<p>①楽しくおいしく食べられる力をつける。</p> <p>②「すっきりした」と感じられる排泄支援。</p> <p>③「心地よい」着脱支援。</p> <p>④感覚遊び等を中心に、「えがお」や「できた」が得られる、安心感を持てる環境作る。</p> <p>⑤一人ひとりの表現による「思い」を見極め、通所時の支援に適切に反映させる。</p> <p>⑥言語療法士による療育の利用者に関しては、個々の利用者ごとに作成する個別支援計画書（言語指導計画）に基づき指導・療育を行う。</p>
安全対策	<p>事故や災害に対する認識を深め、救急救命講習や避難訓練を計画的に実施し、事故・災害による被害を最小限にとどめるよう</p>

	に努めるとともに、施設整備の保全に万全を期す。
保健衛生	登園時の健康観察等による健康チェックを実施し、疾病（虐待等）の早期発見に努める。衣服調整等を行い、快適な温度調整を行う。 学校・病院等からの情報の共有を確実にを行う。
職員研修	職員の資質・援助技術や専門技術、支援に対する意識向上を図るため、ケース会議・勉強会などの施設内研修や各種研修会の参加を奨励する。また、種々の資格取得について奨励し支援する。
権利擁護の推進及び個人情報 の適正な取扱い	自己の職業倫理の原則として、人間尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を認識し、法人の「倫理規程」に基づく倫理綱領及び行動指針並びに個人情報管理規程の遵守はもとより、事業所内虐待の未然防止を目指して設けた、虐待マニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、児童一人一人の人権を重く受け止め、全職員が児童への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い、支援を展開する。また、児童の人権擁護を積極的に推進し、相談・苦情の適切な解決を図る。 児童及び家族の個人情報保護については、「個人情報管理規程」により、個人情報にかかる安全措置の概要、職員教育計画、児童及び保護者等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定めており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。
法令遵守	児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインに則って事業を実施する。

④ 相談支援事業「きらきはうす」

基本方針	障がい者（児）の相談を包括的に受けられる事業所を目指す。
支援方針	①利用者が安定、安心した社会生活をおくる為様々な相談に応ずると共にその趣旨及びサービスの提供方法について十分説明する。 ②利用者の意思、選択に基づき医療、福祉、就労支援等のサービスが適切に提供されるようサービス等利用計画を作成する。 ③サービス担当者会議の活用により、関係事業所、関係機関と協力した体制づくりに取り組むとともに、地域において必要な

	<p>社会資源の改善及び開発に努める。</p> <p>④利用者等との連絡を密にし、断続的なモニタリングを行う。</p>
事業の内容	<p>①利用者の自宅等に伺い面接し課題等の把握を行う。</p> <p>②福祉サービスの支給決定又は更新前にサービス等利用計画案の作成を行い、利用者及び家族に対して説明し、同意を得た上でサービス内容を決定する。</p> <p>③支給決定又は変更後、サービス事業者等との担当者会議の開催を行う。</p> <p>④サービス等利用計画を作成し、利用者及びその家族に対して説明し同意を受け決定する。</p> <p>⑤サービス等利用計画の変更</p> <p>⑥日常生活用具や予想具の給付支援、成年後見や権利擁護の説明と案内、虐待の通報等の業務を行う。</p>
事業目標	<p>①計画相談で30件を目指す。</p> <p>②スキルアップ研修、地域の勉強会等に積極的に参加し個々の資質の向上に努める。</p> <p>③医療を含め他業種との連携を図りながら専門性の高い支援ができる様にする。</p> <p>④個々のニーズに応じながら法改正を理解し制度に沿って支援をしていく。</p> <p>⑤種々の資格取得について奨励し支援する。</p>
安全対策	<p>事故や災害に対する認識を深め、救急救命講習や避難訓練を計画的に実施し、事故・災害による被害を最小限にとどめるように努めるとともに、施設整備の保全に万全を期す。</p>
権利擁護の推進及び個人情報適正な取扱い	<p>自己の職業倫理の原則として、人間尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を認識し、法人の「倫理規程」に基づく倫理綱領及び行動指針並びに個人情報管理規程の遵守はもとより、事業所内虐待の未然防止を目指して設けた、虐待マニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、利用者一人一人の人権を重く受け止め、全職員が児童への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い、支援を展開する。また、利用者の人権擁護を積極的に推進し、相談・苦情の適切な解決を図る。</p> <p>利用者及び家族の個人情報保護については、「個人情報管理規程」により、個人情報にかかる安全措置の概要、職員教育計画、利用者及び保護者等からの開示等の手続き、第三者提供の取り</p>

	扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定めており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。
法令遵守	児童福祉法（障害児相談支援）・障害者総合支援法（計画相談）

共同生活援助事業 「ケアホーム かのん」

定員		責任者
17名		小松 みゆき
開所年月		スタッフ数
H24.04.01		13日

基本方針	利用者が地域において共同して日常生活を営む事ができる様、利用者の身体及び精神の状況並びにそのおかれている環境に応じて入浴、排泄、食事等の介助、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行う。
事業目標	<p>入居者（利用者）の生活を24時間体制で支え、安心、安全な生活を提供し、個々の入居者が充実していると思える毎日を過ごせるよう支援に努める。</p> <p>入居者主体を基に支援を行い、一人ひとりの声に耳を傾け、表情の変化や意思表示を感じ取り自己決定を促すことができる様に配慮し、その場に応じたベストな支援を実践していくことで、入居者が満足感を得られる充実したものにす。また、家族との連携もしっかりとり、より一層の信頼関係の構築に努める。</p>
事業計画	<p>①個別ニーズをどのようにしたら把握し、実現に向けて支援できるかを入居者、家族とともに考える。</p> <p>②個別懇談会を実施し、家族の意見や思いを踏まえて、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じ再アセスメントを実施する。</p> <p>③入居者に関する情報・個別ニーズは生活支援員、世話人等職員全員が確実に把握し、日々の変化等、職員間の周知を徹底し利用者が有意義な生活を送れるよう支援する。</p> <p>④個人で居宅介護を利用している利用者に対して、居宅介護等</p>

	<p>利用時の心身の状況等を把握し、変化等を見逃さない連携体制を今まで以上に整備する。</p> <p>⑤随時、支援内容の確認と見直しを行うとともに、業務内容の効率化を図る。</p> <p>⑥地域で暮らしていることを実感できる様、町内の一員として協力できることを探る。</p> <p>⑦家族との親睦や要望を考慮し、交流会を年1回実施する。</p> <p>⑧各グループホーム利用者の調和を図る。</p>
安全対策	<p>事故や災害に対する認識を深め、救急救命講習や避難訓練（夜間・地震等）を計画的に実施し、事故・災害による被害を最小限にとどめるように努めるとともに、施設整備の保全に万全を期す。</p>
保健衛生	<p>毎朝のバイタルチェックや検温等の健康チェックを今まで以上に実施し、疾病（成人病等も含む）の早期発見に努める。また、うがい・手洗い・衣服調整等の意識づけを行い、規則正しい生活習慣の確立を図る。</p>
職員研修	<p>職員の資質・援助技術や専門技術、支援に対する意識向上を図るため、ケース会議・勉強会などの施設内研修や各種研修会の参加を奨励する。また、種々の資格取得について奨励し支援する。</p>
権利擁護の推進及び個人情報適正な取扱い	<p>自己の職業倫理の原則として、人間尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を認識し、法人の「倫理規程」に基づく倫理綱領及び行動指針並びに個人情報管理規程の遵守はもとより、事業所内虐待の未然防止を目指して設けた、虐待マニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、利用者一人一人の人権を重く受け止め、全職員が児童への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い、支援を展開する。また、児童の人権擁護を積極的に推進し、相談・苦情の適切な解決を図る。</p> <p>利用者及び家族の個人情報保護については、「個人情報管理規程」により、個人情報にかかる安全措置の概要、職員教育計画、利用者及び保護者等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定めており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。</p>
行事	<p>誕生会（入居者の誕生日）・お雛様・子供の日・合同焼肉会・食事会（外食）他</p>

公益事業

<p>地域生活支援事業 (日中一時支援事業)</p>	<p>障がい者等の日中における活動を確保し、障がい者等の家族の就労及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。</p> <p>① 帯広市・音更町・幕別町・士幌町との委託事業として、各市町村の地域生活支援事業の要綱等に則り、適切に行い支援する。</p>
<p>共生型事業 小児等在宅医療連携拠点事業</p>	<p>医療的ケア児等への支援の充実に向け「医療介護統合確保推進法」の北海道計画に基づき、在宅医療を必要とする小児等に必要なサービスが提供され、福祉や教育とも連携し、地域で在宅医療を支える体制を構築することを目的とし、道の「小児等在宅医療連携拠点（地域モデル）事業」を受託した。平成30年度末まで、厚生病院との懇談、在宅医療連携フォーラムの開催、医ケア児の生活白書の完成、ピアサポーターの委嘱、医ケアカフェ開催に向けての体制づくりなどを行った。</p> <p>新年度は、事業2年目で、小児等在宅医療推進のため本格事業を開始する。</p> <p>① 各種意見交換会、懇談会の開催</p> <p>ア 市町村母子保健担当保健師との意見交換会の開催 イ 市町村訪問看護事業所との意見交換会の開催 ウ 医師との懇談会若しくはフォーラムの開催</p> <p>② 共生社会への理解促進のために大学や特別支援学校とのかわりを密にし、連携を諮るため、出前講座、ピアサポーターを派遣する。</p> <p>③ 医療的ケア児の常設窓口として医ケアカフェの開設。</p> <p>日時 毎月 第3土曜日 場所 地域サポートセンターえがお内 2019年4月20日土曜日スタート</p> <p>子どもを亡くした悲しみを抱えながら育児をされている2人の医ケア経験者のお母さんが「ピアサポーター」として、同じ悩みを共有したい、外に出てリフレッシュしたい、在宅ケアに必要な情報が欲しい等、少しでも心のゆとりが持てるお手伝いが出来るように「医ケアカフェ」を開設する。</p> <p>④ 「医療的ケア児を育てるご家庭の皆様へ」という生活白書「共感」配布する。</p>

<p>共生型事業 こども食堂の開設</p>	<p>地域における公益的取り組みとして、生活困窮や難しい家庭環境の子ども達の居場所として「子ども食堂」を、ボランティアを募り、スマイルキッチンを中心施設に、毎月1回、第1日曜日に運営を開催する。</p> <p>この事業は社会や地元自治会等との連携に努め、自ら持つ人材や施設、設備などの資源を活用しその特性を生かして、継続的に子どもの貧困対策問題等に対して支援する地域生活支援拠点貢献活動です。</p> <p>①法人（施設）の認知度をアップさせ、地域住民との交流を深め、地域活性化に貢献する。</p> <p>②法人独自のボランティア組織体制の確立。（地域貢献委員会発足の為の準備）</p> <p>③安全な食事の提供（保健所との連携）</p>
<p>レスパイトサービス事業</p>	<p>福祉サービス等のサービスを利用することができない、法の狭間の日常生活等に、有料で安全に見守り等を行う。</p>
<p>安全対策</p>	<p>事故や災害に対する認識を深め、救急救命講習や避難訓練（夜間・地震等）を計画的に実施し、事故・災害による被害を最小限にとどめるように努めるとともに、施設整備の保全に万全を期す。</p>
<p>職員研修</p>	<p>職員の資質・援助技術や専門技術、支援に対する意識向上を図るため、ケース会議・勉強会などの施設内研修や各種研修会の参加を奨励する。また、種々の資格取得について奨励し支援する。</p>
<p>権利擁護の推進及び個人情報適正な取扱い</p>	<p>自己の職業倫理の原則として、人間尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を認識し、法人の「倫理規程」に基づく倫理綱領及び行動指針並びに個人情報管理規程の遵守はもとより、事業所内虐待の未然防止を目指して設けた、虐待マニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、利用者一人一人の人権を重く受け止め、全職員が児童への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い、支援を展開する。また、児童の人権擁護を積極的に推進し、相談・苦情の適切な解決を図る。</p> <p>利用者及び家族の個人情報保護については、「個人情報管理規程」により、個人情報にかかる安全措置の概要、職員教育計画、利用者及び保護者等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定めて</p>

	<p>おり、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。 また、子ども食堂におけるボランティア等のスタッフに対し枝 も権利擁護等の理解をすべての機会を通じて理解を求める。</p>
--	---